

まちのサポート制度

- 01
子ども
- 02
高齢者
など
- 03
生活
- 04
安全
- 05
健康
- 06
医療

今回のクローズアップは、皆さんの「こんなとき、どんな制度があるの?」「こういう場合に補助の対象にならないの?」といった場合のお役立ち情報です。町の福祉制度から子どもの予防接種、生活サポートなどを一挙に掲載。それぞれのご家庭の事情や生活に合わせた役立つ情報を紹介します。これを機に「まちのサポート制度」を知ってください。そして、ぜひご利用ください。

01 子ども



就学援助費・就学奨励費

経済的な理由で、義務教育への就学が困難な家庭の子どもに、就学援助費として学用品・修学旅行・給食などの費用を支給します。

※支給は世帯の収入状況などにより決定します。なお、平成27年度から収入認定基準が緩和されました。詳しくは、町教育委員会学校教育課または各地区の民生委員・児童委員へ相談してください。

就学奨励費

小中学校の特別支援学級の児童生徒に、就学奨励費として学用品・修学旅行・給食などの費用(就学援助費の2分の1)を支給します。

※支給には条件がありますので、年度初めに在学している学校へ相談のうえ申請してください。

▼申請・問合せ 町教育委員会学校教育課 47-5041

災害遺児手当

交通災害や労働災害で親などを失った児童の保護者に災害遺児手当を支給します。

対象(次の①か②に該当する人)

- ① 交通災害・労働災害で生計の中心である父や母などを失った児童
 - ② 交通災害・労働災害で生計の中心である父や母が障害の状態となった児童
- ▼支給金額 遺児一人につき月額3,000円

▼申請方法 住民票の写し、事故などを証明する書類、障害の程度を証明する書類、在学証明、印鑑などをそろえて役場子ども支援課に直接申請する

▼申請・問合せ 役場子ども支援課 47-5044

02 高齢者など

配食サービス

栄養満点でおいしいお弁当



高齢の人などに、安否確認を兼ねて

栄養バランスの取れた食事(お弁当)を配達しています。

▼対象(次の①〜③のいずれかに該当し、調理が困難な人)

- ① おおむね65歳以上の単身世帯
- ② 高齢者のみの世帯
- ③ 重度障害者

▼配食日 月・土曜日のうち、希望曜日に夕食を提供

▼費用 1食400円

▼申請・問合せ 町地域包括支援センター 47-5021

緊急通報装置の貸出

一人暮らしの高齢の人などに「高齢者等緊急通報装置」を貸し出しています。これは、簡単な操作で119番通報ができ、急病・災害などもしものときに迅速な救護を行うためのものです。



▼対象(次の①〜④のいずれかに該当する人)

- ① おおむね65歳以上の単身世帯
- ② 高齢者のみの世帯
- ③ 昼間高齢者世帯
- ④ 身体障害者のみの世帯で、健康状態や身体状況または日常生活動作に支障のある人

▼申請方法 役場健康福祉課または各地区の民生委員に申請する

▼申請・問合せ 役場健康福祉課 47-5024、各地区の民生委員

まちのサポート制度

▼申請・問合せ 役場健康福祉課 5024

▼申請に必要なもの 特定医療費(指定難病)受給者証または障害者手帳、口座番号が分かるもの、印鑑

※申請書は役場健康福祉課にありません。

▼申請方法 所定の申請書に必要事項を記入して役場健康福祉課に直接申請する

▼支給額 (患者一人につき)月額3,000円

▼内容 特定の疾患(指定難病)などの患者に見舞金を支給する

①特定疾患医療や特定医療費の給付を受けている

②小児慢性特定医療費の給付を受けている

③慢性じん炎(じん機能不全)で人工透析法を受けている

特定疾患見舞金



町では、経済的・精神的負担の軽減と福祉の増進を図るため、特定疾患医療や特定医療費(指定難病)の給付を受けている人などに見舞金を支給します。

▼対象(次の①～③のいずれかに該当する人)



住宅リフォームの補助金

個人住宅のリフォームを行う場合に、その経費の一部を助成します。

▼対象(次の①～③全てに該当する人)

①町内在住で、住民登録がある

②町税などの滞納がない

③リフォーム工事について、町で実施している他の制度による住宅の改造、補修に係る助成金を受けていない

▼補助対象住宅(次の①・②に該当する住宅)

①自らが町内に所有し、かつ居住する住宅

②住宅に居住部分以外の部分がある場合は、自ら居住する部分

▼申請・問合せ 役場健康福祉課 5026

※1住宅1回限りの補助。

※最高限度額20万円。

※補助金額 工事費(消費税別)の10%

▼申請前の工事は対象になりませんの注意ください

▼対象とならない工事 住宅本体以外の工事(物置・車庫・別棟離れの建築工事・購入設備・家電製品・家具・備品など)

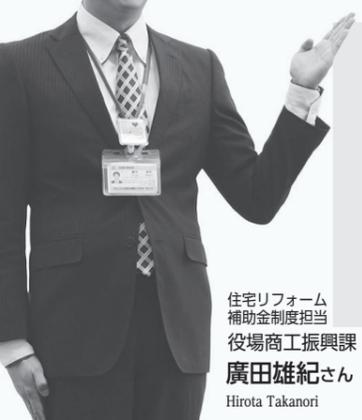
▼補助対象となる工事 住宅の増改築、内装・外装工事、建具工事(戸・障子・ふすま、畳の張り替え、ガラス工事(アルミサッシ・戸)、台所・トイレ・風呂など水回り工事など)

▼補助対象となるリフォーム(次の①～③全てに該当するリフォーム)

①町内施工業者による住宅リフォーム

②工事費(消費税除く)が20万円以上

③住宅の機能維持・機能向上を目的に行う住宅本体の改修、模様替え、増改築など



INTERVIEW

住宅リフォーム補助金制度が拡充しました！着工前に一度ご相談を。

邑楽町住宅リフォーム補助金制度が拡充され、以前よりも工事金額の補助率と最高限度額が引き上げられました。

この制度を利用する上で一番重要なことは、必ず工事の着工前に申請をしていただくことです。また、町内事業者を利用することも条件になりますので、あわせてご注意ください。

まだこの制度をご利用されていない人で、もしもご自宅のリフォームをお考えであれば、お気軽にお問い合わせいただくと幸いです。対象となる工事や申請方法については上記をご確認ください。この機会に町の補助金を利用して住宅のリフォームはいかがでしょうか？

住宅リフォーム補助金制度担当 役場商工振興課 廣田雄紀さん Hirota Takatori

対象	補助金額 (福祉車両1台当たり)
新車	10万円
中古車	a.初度登録年月から36か月以内 6万円
	b.初度登録年月から37か月以上 3万円
改造費	改造費用の3分の2の金額 (上限10万円)

▼補助対象 左表の通り

車種によって、福祉車両と認められない場合もあります。申請する前に必ず役場健康福祉課にご相談ください。

介護用車両の購入費補助

要介護者の福祉の向上や家族の負担を軽減するために、在宅の重度身体障害児者や寝たきりの高齢の人を乗せる「車いす仕様車両」の購入や改造にかかる費用の一部を補助します。

▼対象(次の①か②に該当する人やその家族)

①下肢、体幹障害の1・2級

②おおむね65歳以上で寝たきりの人、または日常的に車いすの必要がある人



出張理・美容サービス

在宅で生活している寝たきりの高齢の人などに、出張理・美容サービスを行っています。

▼対象(次の①～④のいずれかに該当し、理髪店や美容院に行けない人)

①おおむね65歳以上の単身世帯

②高齢者のみの世帯

③重度障害者

④要介護認定4以上の人(1年以上)

▼内容 利用券(2,500円相当)を年間4枚支給

※差額は自己負担です。

※サービスは邑楽町理容師会、美容組合館林支部邑楽地区加盟の協力店が行います。

紙おむつなどの支給

在宅で生活している寝たきりの高齢の人に、紙おむつなどの支給を行っています。

▼対象(次の①か②に該当する人)

①町内に住所がある65歳以上の排泄行為に支障のある寝たきり高齢者などで、要介護認定4以上の人

②排泄行為に支障のある身体障害者1・2級、療育手帳Aの認定を受けた人

▼支給内容 紙おむつを一人につき月2袋、または1袋と尿取りパット2袋のセットで支給

▼申請方法 役場健康福祉課に直接申請する

▼申請・問合せ 役場健康福祉課 5022



通院の交通費を支給

じん臓機能障害の人などに通院時の交通費を支給します。

▼内容 人工透析療法などを受けるため、医療機関への通院に要した交通費の一部を補助

▼対象(申請者の当該年度分の町民税額が非課税の人で、次の①か②に該当する人)

①じん臓機能障害の身体障害者手帳を持ち、医療機関に通院して人工透析療法を受けている

②小腸機能障害の身体障害者手帳を持ち、通院して中心静脈栄養法などを受けている

▼支給額 月額2,600円～5,200円

※通院距離により変わります。

▼申請方法 役場健康福祉課に直接申請する

▼申請に必要なもの 障害者手帳、口座番号が分かるもの、印鑑

▼申請・問合せ 役場健康福祉課 5024

▼申請方法 役場健康福祉課に直接申請する

▼申請・問合せ 役場健康福祉課 5022



まちのサポート制度

- 01
子ども
- 02
高齢者
- 03
生活
- 04
安全
- 05
健康
- 06
医療

木造住宅の耐震化サポート

旧建築基準法で造られた町内の木造住宅を対象に、町が耐震診断者を派遣して耐震診断します。

▼対象となる建物(次の①～③全てに該当する建物)

- ①昭和56年5月31日以前に着工した、一戸建て木造住宅または併用住宅(居住部分の床面積が2分の1以上)
- ②平屋建てまたは2階建て
- ③在来軸組工法で建築したもの

▼申請できる人次の①・②・③全てに該当する人

- ①対象住宅の所有者で居住者
- ②町税などの滞納がない

▼申請期間 4月18日⑨～12月16日⑩

▼申請方法 役場都市建設課に直接申請する

▼必要書類 建築確認申請書(建築確認済証)、認印

▼費用 1,000円(診断者への交通費)

【木造住宅耐震改修補助事業(精密診断・耐震改修工事)】



生活習慣病健診

▼期日 4月28日⑨、5月2日⑩

▼受付時間 午前8時30分～11時

▼会場 保健センター

▼対象 30～39歳で、勤務先などで健診を受ける機会のない人(平成29年3月31日現在の年齢)

※昨年または一昨年に受診した人、また30歳と35歳の節目年齢の人に健診受診票を送付します。

▼内容 計測、血圧、検尿、血液検査(肝機能・貧血・血糖・脂質の検査)、診察

▼健診費用 500円

▼申込方法 電話または直接保健センターへ申し込む

▼申込・問合先 保健センター ☎88-5533

ママと赤ちゃんの産後ケア



町では、出産直後の産婦の健康面の悩みや育児不安などを軽減するため、助産師などによる心身ケアや休養などの支援を行います。

▼内容

- ・産婦の母体管理や生活面の指導支援
- ・授乳や必要に応じた乳房ケアなど母乳育児指導支援

アスベスト含有調査

▼対象となる建物

木造住宅耐震診断を受けた住宅

▼精密耐震診断の補助金

費用の2分の1の額(上限13万4千円)

▼耐震改修工事の補助金

費用の2分の1の額(上限80万円)

※申請方法や必要書類については、事前に役場都市建設課に確認してください。

▼申請・問合先 役場都市建設課 ☎47-5031

人間ドック助成金

国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入している人が人間ドックを受診する場合、健診費用の一部を年度中1回に限り助成します。

▼対象(次の①～④全てに該当する人)

- ①町に住居登録がある
- ②国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入している
- ③国民健康保険税または後期高齢者医療保険料に滞納がない
- ④年度内に町の健診(特定健診)を受けていない

▼申込・問合先 保健センター ☎88-5533



おうちお知らせメール

おうちお知らせメールは、あらかじめ登録した携帯電話やスマートフォン、パソコンに町や近隣市町のイベント情報や緊急情報、防災情報、不審者情報などを配信します。利用料金は無料(通信費はかかります)です。

▼登録者数

平成28年3月1日現在
2,764人

▼お申し込み方法

①町ホームページ「おうちお知らせメール」登録ページ
②おうちお知らせメール「登録」ページのメニューから登録する

▼町ホームページアドレス・QRコード

☎http://www.town.ora-gunma.jp/



福祉医療費支給制度

福祉医療費支給制度は、保険診療自己負担分を公費で負担するものです。該当する人は早めに申請してください。

▼対象(次のいずれかに該当する人)

- ①子ども(中学校卒業まで)
- ②重度心身障害者(特別児童扶養手当1級、障害年金1級、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A)
- ③現在、18歳未満の児童を扶養している母子(父子)家庭、または父母のいない18歳未満の人

▼必要な書類など 保険証、印鑑

▼対象②の人 障害の程度を示した書類の写し(年金証書、身体障害者手帳、療育手帳など)

▼対象③の人 母子・父子家庭が分かる書類(戸籍簿など)、源泉徴収票と所得課税証明書(申請する年の1月1日に邑楽町に住所がなかった人)

▼申請期間 健診日から1年以内

▼申請方法 役場住民課へ必要書類を持参して直接申請する

▼必要書類 健診結果報告書、人間ドック健診費の領収書、保険証、印鑑、通帳、町の健診(特定健診)受診票受診券

▼申請・問合先 役場住民課 ☎47-5020

▼緊急情報(随時配信)

防災情報 地震や台風などの災害情報(町に災害対策本部が設置されたとき)

防犯情報 不審者・防犯についての情報

緊急情報 迷い人の情報や町などが主催する一部の行事の中止のお知らせ

注意報 光化学オキシダント注意報

選挙結果 町議会議員選挙・町長選挙の結果

▼イベント情報(月2回)

町内、近隣市町(邑楽郡・館林市・太田市)で行われる主なイベントなどの情報

▼申込方法

【携帯電話】 ①町携帯用ホームページにアクセス②トップページ下「おうちお知らせメール」登録ページのメニューから登録する

【パソコン・スマホ】 ①町ホームページにアクセス②トップページ右側「おうちお知らせメール申し込み」のメニューから登録する

▼町ホームページアドレス・QRコード

☎http://www.town.ora-gunma.jp/

▼支給対象の診療 保険診療に限る

※他の制度から医療費が支給された部分は対象外。

▼受給方法 福祉医療費受給資格者証を医療機関の受付で提示する

※県外の医療機関 医療費を一時立て替え払いし、福祉医療費給付申請書と診療明細書(領収書)を住民課へ提出する

※退職や就職、保険組合の変更により保険証が変わったときは、必ず保険の変更を届け出てください。

【支給対象の拡大について】

4月から子どもの福祉医療費の支給対象が拡大します。

▼対象 中学校卒業～18歳に到達した最初の3月31日まで

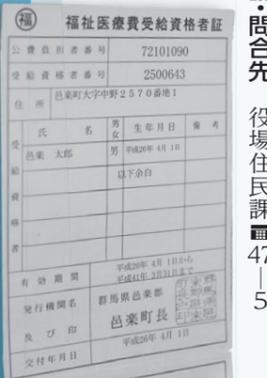
※婚姻している人・婚姻したことがある人は対象外。

▼支給対象の診療 平成28年4月1日以降に入院であった医療費と食事代※通院、保険外診療、他の制度から医療費が支給された部分は対象外。

▼受給方法 医療費を一時立て替え払いし、福祉医療費給付申請書と診療明細書(領収書)を住民課へ提出する

▼必要な書類など 保険証、印鑑、通帳、領収書、戸籍簿本(邑楽町に本籍のない人)、他の制度からの支払額が分かるもの

▼申請・問合先 役場住民課 ☎47-5020



予防接種サポート

問合せ先 保健センター ☎88-5533



▼**接種費用** 無料
 ▼**接種期間** 4月1日(金)～平成29年3月31日
 ▼**対象** 満1歳～2歳に至るまでの幼児
 ▼**予接種ができる医療機関** 館林市 邑楽郡医師会、太田市医師会、足利市医師会管内の個別接種実施医療機関

▼**接種費用** 無料
 ▼**接種期間** 4月1日(金)～平成29年3月31日(金)
 ▼**対象** 平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれ
 ▼**予接種ができる医療機関** 館林市 邑楽郡医師会、太田市医師会、足利市医師会管内の個別接種実施医療機関

▼**接種費用** 無料
 ▼**接種期間** 4月1日(金)～平成29年3月31日(金)
 ▼**対象** 平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれ
 ▼**予接種ができる医療機関** 館林市 邑楽郡医師会、太田市医師会、足利市医師会管内の個別接種実施医療機関

麻しん(はしか)は感染力が強く、感染すると重症化する病気です。「麻しんにならない、麻しんにさせない」ため、早めの接種をお願いします。



年齢	生年月日
65歳	昭和26年4月2日～27年4月1日
70歳	昭和21年4月2日～22年4月1日
75歳	昭和16年4月2日～17年4月1日
80歳	昭和11年4月2日～12年4月1日
85歳	昭和6年4月2日～7年4月1日
90歳	大正15年4月2日～昭和2年4月1日
95歳	大正10年4月2日～11年4月1日
100歳	大正5年4月2日～6年4月1日

※接種日時時点の年齢。

▼**対象(次のいずれかに該当する人)**
 ①左表の年齢で、自ら接種を希望する

高年齢者肺炎球菌ワクチンの定期予防接種を実施します。



▼**接種費用** 無料
 ▼**接種期間** 4月1日(金)～平成29年3月31日(金)
 ▼**予接種ができる医療機関** 館林市 邑楽郡医師会、太田市医師会、足利市医師会管内の個別接種実施医療機関

▼**接種費用** 無料
 ▼**接種期間** 4月1日(金)～平成29年3月31日(金)
 ▼**対象** 平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれ
 ▼**予接種ができる医療機関** 館林市 邑楽郡医師会、太田市医師会、足利市医師会管内の個別接種実施医療機関

二種混合ワクチン(ジフテリア・破傷風)は、乳幼児期の三種混合ワクチンの2期として、小学6年生に接種します。ジフテリア・破傷風の予防のため、早めの接種をお願いします。



※実施期間外での接種は全額自己負担。

▼**実施期間** 4月1日(金)～平成29年3月31日(金)

▼**持参するもの** 配布された通知書、保険証、接種費用

▼**費用** 2,000円
 ※公費による補助は一人1回限り。

▼**実施医療機関** 館林市邑楽郡医師会、太田市医師会、足利市医師会管内の個別接種実施医療機関

▼**接種費用** 無料
 ▼**接種期間** 4月1日(金)～平成29年3月31日(金)
 ▼**対象** 平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれ
 ▼**予接種ができる医療機関** 館林市 邑楽郡医師会、太田市医師会、足利市医師会管内の個別接種実施医療機関

②60歳以上65歳未満で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能や、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を持つ
 ※①・②に該当する人で、すでに高齢者肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことのある人は除く。

②に該当する人で、接種を希望する場合は、事前に保健センターに申請してください。

INTERVIEW

予防接種で大切な人を守ろう

予防接種の大切な目的として、次の3つがあります。

- ①自分がかからないために
- ②もしかかって、症状が軽くて済むために
- ③周りの人にうつさないために

①と②は自分のための目的で、③は自分の周りの大切な人たちを守るとい目的です。予防接種をできる人たちが正しく接種することにより、予防接種で予防できる感染症のまん延を防ぎ、免疫力の弱い人たち(予防接種を受ける年齢になっていない赤ちゃん、妊婦さん、病気のために予防接種を受けられない人、高齢者など)も守られます。自分と大切な人たちを守るため、予防接種を積極的に受けましょう。



保健センター
 保健師 三好 魅さん
 Miyosi Misuru

あなたもぜひ、活用してください

01 02 03 04 05 06
 子ども 高年齢者 生活安全健康医療

まちのサポート制度